

令和4年

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

第1回定例会

会 議 録

令和4年2月10日招集

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

令和4年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 会議録

令和4年2月10日(木) 午前10時30分開議

アートホテル鹿児島 3階 桜島の間

議事日程〔第1号〕

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 1号 令和3年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 議案第 2号 令和3年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 議案第 3号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 7 議案第 4号 令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第 8 議案第 5号 令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 9 議案第 6号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員を採用等に関する条例制定の件
- 日程第10 議案第 7号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画策定の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16人)

1番	下鶴	隆央	議員	2番	川越	桂路	議員
3番	豊留	榮子	議員	4番	野畑	直	議員
5番	椎木	伸一	議員	7番	川越	信男	議員
9番	下平	晴行	議員	10番	塗木	弘幸	議員
11番	橋本	欣也	議員	12番	森山	良和	議員
14番	仮屋	良二	議員	15番	神崎	文男	議員
16番	宮原	順	議員	17番	徳永	留夫	議員
18番	鎌田	愛人	議員	19番	竹田	泰典	議員

欠席議員(4人)

6番	木原	繁昭	議員	8番	中屋	謙治	議員
13番	小園	裕康	議員	20番	池山	富良	議員

説明のため出席した者(7人)

広域連合長職務代理者(※副広域連合長)	川添	健	君
事務局次長	田崎	寛二	君
総務課主事	長川	浩也	君
業務課主査	永山	広子	君
総務課長	神田	洋人	君
業務課主査	大久保	瑞貴	君
業務課主事	児玉	華奈	君

職務のため出席した者(2人)

事務局次長	桐野	義之	君	事務局主事	三浦	嘉子	君
-------	----	----	---	-------	----	----	---

＝開会：午前10時30分＝

○議長（川越 桂路君） これより、令和4年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を開会いたします。

なお、4番の野畑議員より遅参の申し出がございますので、御報告申し上げます。

直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（川越 桂路君） この際、諸般の報告をいたします。

配付いたしましたとおり、まず議員異動の報告がございます。

昨年11月開催の令和3年第2回定例会以降の、広域連合議会議員の異動については、配付いたしております「議員異動報告書」のとおりであります。

次に、配付いたしましたとおり、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による「例月現金出納検査」の結果報告がありました。

本日の議事日程は、配付いたしました議事日程「第1号」のとおりであります。

○議長（川越 桂路君） それでは、日程第1「議席の指定」を行います。

去る、令和3年11月10日付け、令和3年11月15日付け、及び令和3年12月20日付けの告示により実施された、広域連合議会議員補欠選挙で当選されました、竹田泰典議員、中屋謙治議員、及び宮原順議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、竹田泰典議員を19番、中屋謙治議員を8番、及び宮原順議員を16番に指定いたします。

○議長（川越 桂路君） それでは、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

今議会の会議録署名議員は、議席番号7番 川越信男議員及び議席番号18番 鎌田愛人議員を指名いたします。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今議会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

○議長（川越 桂路君） ここで、川添健広域連合長職務代理者から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

川添広域連合長職務代理者。

〔川添健広域連合長職務代理者 起立〕

○広域連合長職務代理者（川添 健君） 皆様、おはようございます。

副広域連合長の川添でございます。

令和4年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

まず、中西広域連合長が、令和4年2月4日付けで鹿屋市長の任期が満了となりましたことから、広域連合規約により広域連合長の職を同時に退任いたしております。

このため、今回の定例会は、私が広域連合長職務代理者として務めさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日は、令和4年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変御多用な中、御出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

本県の後期高齢者医療制度につきましては、議員の皆様方をはじめ、構成市町村の皆様の御協力により、円滑な運営が図られていることに、深く感謝を申し上げます。

さて、最近の後期高齢者医療制度を取り巻く状況でございますが、

昨年6月、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、本年10月から一定以上の所得のある方について、医療費の窓口負担が2割となります。

3年間は、外来の1か月の自己負担の増加額を最大3千円までとする配慮措置が講じられておりますので、そのことを含めまして、制度の周知・広報を丁寧に行ってまいりたいと考えております。

本日は、予算議案4件のほか、広域連合第4次計画の策定、令和4年度、

5年度の保険料率に関する条例改正など計7件の議案を提案しております。

保険料率につきましては、今後、団塊の世代の保険加入により被保険者数が急増することや、医療の高度化などにより、一人当たりの保険給付費も依然として増加傾向にある中で、保険料の急激な上昇の抑制に努めたところでございます。

御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げまして、議会の開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いを申し上げます。

〔川添健広域連合長職務代理者 着席〕

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第4 議案第1号「令和3年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

田崎事務局長。

〔田崎寛二事務局長 起立〕

○事務局長（田崎 寛二君） 議案第1号「令和3年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」について、御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

今回の補正は第1条にございますように、歳入歳出をそれぞれ678万1千円減額し、予算の総額を8,865万8千円とするものです。

主なものにつきまして、事項別明細書により御説明いたします。

7ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

1 款 分担金及び負担金 1 項 負担金 1 目 事務費負担金を、678万1千円減額しております。

これは、歳出予算の執行見込み残等を減額することに伴い、市町村からの事務費負担金を減額するものでございます。

次に歳出でございます。

8ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目 議会費を 1 5 8 万 3 千円減額しておりますが、これは臨時会を開催しなかったこと等によるものでございます。

2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費につきましては、7 万 9 千円減額しております。

これは、派遣職員の赴任旅費や、運営委員会及び幹事会の委員旅費の執行残の減額等によるものと、派遣職員の人事異動に伴う人件費負担金の増額等によるものであります。

3 款 1 項 1 目 予備費は、5 1 1 万 9 千円減額しております。

以上で、説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔田崎寛二事務局長 着席〕

○議長（川越 桂路君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第 1 号「令和 3 年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第 5 議案第 2 号「令和 3 年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

田崎事務局長。

〔田崎寛二事務局長 起立〕

○事務局長（田崎 寛二君） 議案第 2 号「令和 3 年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」について、御説

明申し上げます。

議案書の9ページを御覧ください。

今回の補正は第1条にございますように、歳入歳出それぞれ99億6,768万6千円減額し、予算の総額を2,818億2,766万5千円とするものであります。

主なものにつきまして、事項別明細書により御説明いたします。

15ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

1款 市町村支出金 1項1目 事務費負担金を1,170万2千円減額しております。

これは、市町村事務費負担金を財源としている各種事業費に執行残が見込まれるため、減額するものでございます。

2目 保険料等負担金を4,090万7千円減額しております。

これは、保険料負担金の決算見込み及び保険基盤安定負担金の確定に基づき、減額するものでございます。

3目 療養給付費負担金を、7億5,357万1千円減額しております。

これは、算出基礎となる給付費等総額が大幅な減となっていることから、その財源となる国県市町村等の負担金等も減額となるものでございます。

2款 国庫支出金 1項1目 療養給付費負担金を、22億6,071万4千円減額しております。

2項1目 調整交付金を9億1,782万6千円減額しております。

これは、主に普通調整交付金の交付対象となる給付費等総額の見込み減に基づき、減額するものでございます。

2目 後期高齢者医療制度事業費補助金を8,121万5千円減額しております。

これは主に、長寿健診に係る財源の一部が特別調整交付金で交付されることに伴い、減額するものでございます。

4目 災害臨時特例補助金を13万6千円計上しております。

これは、東日本大震災で被災された方の一部負担金免除及び保険料軽減の特例措置に対する補助金を、計上するものでございます。

3款 県支出金 1項1目 療養給付費負担金を、7億5,357万1千円減額しております。

16ページをお開きください。

2項1目 財政安定化基金交付金を12億5千万円減額しております。

これは、療養給付費の財源が不足する場合等に交付を受けることとしておりましたが、基金からの交付が不要と見込まれるため、減額するものでございます。

4款 支払基金交付金 1項1目 後期高齢者交付金を39億7,264万2千円減額しております。

5款1項1目 特別高額医療費共同事業交付金を2,666万5千円増額しております。

17ページを御覧ください。

8款 諸収入 3項2目 返納金を4,801万6千円増額しております。

これは、医療機関等の診療報酬請求の誤りや、被保険者の負担割合相違等に伴う返納見込みに基づき、増額するものでございます。

次に歳出でございます。

18ページをお開きください。

1款 総務費 1項1目 一般管理費を251万5千円減額しております。

これは、旅費や委託料の執行見込みに基づき、減額するものでございます。

2項 医療費適正化事業費 1目 レセプト点検事業費を909万8千円減額しております。

これは、業務委託料の執行残が生じたことにより減額するものでございます。

19ページを御覧ください。

2款 保険給付費 1項1目 療養給付費を90億2,444万6千円減額しております。

2目 療養費を2億6,391万円減額しております。

3款1項1目 特別高額医療費共同事業拠出金を2,666万5千円増額しております。

これは、今年度の負担金の決定に伴い、増額するものでございます。

4款 保健事業費 1項2目 一体的実施推進事業費を1億8,910万4千円減額しております。

これは、主に委託料の実績見込みに基づき、減額するものでございます。

3目 その他健康保持増進事業費を194万2千円増額しております。

これは、主に特別対策補助金の交付見込みに基づき、増額するものでございます。

20ページをお開きください。

5款 基金積立金 1項1目 運営安定化基金積立金を993万円増額しております。

これは、令和6年度の機器更改費用の負担金に対応するため、市町村事務費負担金を財源に積立を行うもので、1千万円増額するものであります。

なお、補正額は公金運用益の7万円の減額を加味したものでございます。

最後に、8款1項1目 予備費を5億1,696万円減額しております。

以上で、説明を終わります。

御審議賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

〔田崎寛二事務局長 着席〕

○議長（川越 桂路君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第2号「令和3年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第6 議案第3号「鹿児島県後期高齢者

医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

田崎事務局長。

〔田崎寛二事務局長 起立〕

○事務局長（田崎 寛二君） 議案第3号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について、御説明申し上げます。

議案書の23ページからでございますが、今回の条例改正は保険料率を改定するほか、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容を説明いたします前に、まず、主な改正理由の一つである保険料率算定について御説明いたします。

議案説明資料の13ページをお開きください。

後期高齢者医療制度における保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律第104条の規定により、広域連合の条例で定めた保険料率によって算定することとなっております。

その保険料率は2年ごとに定めることとされていることから、今回、令和4・5年度の保険料率を定めようとするものであります。

14ページをお開きください。

この総括表の左側の欄に保険料率算定に関する項目を、中央の欄に今回の令和4・5年度保険料率に係る算定数値を、右側の欄に令和2・3年度の保険料率算定時の数値を、また、その右側の欄に行番号を記載しております。

この表の見方でございますが、行番号1番の給付費等総額から、6番のその他までの各費用を合計したAの費用計5,758億9,025万9千円が令和4・5年度の2年間において、後期高齢者医療制度の運営に必要と見込まれる費用の額となります。

7番の国庫負担金から14番のその他までの各収入を合計いたしました

Bの収入計5,214億7,564万9千円が国・県・市町村の法定の負担金や現役世代が加入する保険者からの支援金など、2年間で見込まれる収入の額となります。

さらに、令和3年度の剰余金を4・5年度の収入として繰り入れることとしておりまして、その額が15番の剰余金繰入額36億8,378万2千円となります。

なお、16番の財政安定化基金交付金額でございますが、財政安定化基金は、予定した保険料率を下回って生じた保険料不足や、予想以上に給付費が膨らんだといったことで生じる財源不足について、資金の交付や貸し付けを行うため各都道府県に設置されているもので、平成22年度の法改正により、当分の間、保険料率の上昇抑制を図るために、同基金を充てることができるとされております。

今回は3年度末残高約53億円のうち、14億円を計上し、剰余金の活用と併せ、保険料の上昇抑制に努めたところでございます。

一方で、今後、団塊の世代の保険加入により被保険者数が急増すること、医療の高度化等により一人当たりの保険給付費も依然として増加傾向にあること、現役世代の負担も増加することなどから、被保険者に一定の保険料の増加を負担していただくざるを得ない状況にあります。

県の財政安定化基金については、前回改定において25億円を活用し、剰余金25億円と併せた計50億円で保険料率の上昇抑制を図りました。

ただ、基金を活用することは、活用する2年間は保険料率の軽減効果があるものの、その後は基金残高の減少により保険料率の上昇要因となることから、保険給付費や被保険者数の増加が続く今後を見据えて活用する必要があります。

また、剰余金についても、各年度の歳入歳出の結果で増減があることから、安定的な財源とはなり得ないものであります。

このため、今回は、令和2・3年度の改定の状況も踏まえ、後ほど説明いたします剰余金や財政安定化基金を活用しない場合、すなわち、剰余金や基金といった財政状況を加味しない保険給付金の実態ベースで算定した場合でも、均等割が1,800円増加していること、安定した保険料率の設

定に努める必要があること、これまでの基金と剰余金の活用状況などを勘案し、県の基金から14億円を活用し、剰余金36億8千万円と併せ、合計50億8千万円を用いて保険料率の上昇抑制を図ることといたしました。

以上、説明いたしましたAの費用額からBの収入計と15番の剰余金繰入額及び16番の財政安定化基金交付金額を差し引いたものが、17番の保険料収納必要額493億3,082万8千円となります。

この保険料収納必要額を18番の予定保険料収納率99.4%で除して、19番の賦課総額496億2,859万9,598円が算出されます。

保険料は、受益に応じて等しく被保険者に賦課される均等割と、被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される所得割で構成されておりまして、保険料率は、賦課総額を21番の賦課割合にございます所得割総額を38、均等割総額を62で算定いたします。

以上の算定方法に基づき算定した結果、4・5年度の保険料率は均等割額が22番のとおり5万6,900円となり、現行より1,800円の増、また、所得割率が23番のとおり10.88%となり、現行より0.50ポイントの増となりました。

また、均等割軽減後の決定保険料額合計が、単年度で24番の173億6,024万2,500円となり、この額を20番の被保険者数で除したものが、25番の軽減後の被保険者一人当たり保険料額で6万4,204円となります。

その額と29番の令和2・3年度の実績額を比較いたしますと、2,910円の増となっております。

増加した主な要因といたしましては、後期高齢者負担率の上昇や、一人当たり保険給付費の増加、令和2年度までございました均等割額の軽減特例7.75割の見直しが主な要因となっております。

なお、剰余金の繰入れ及び財政安定化基金の交付が無い場合は、32番の均等割額6万2,800円、33番の所得割率12.20%、35番の軽減後の一人当たり保険料額が7万846円となります。

15ページを御覧ください。

令和4年度及び令和5年度における保険料率算定について、厚労省通知

に示された数値や算定に必要な各種数値の見込み方について、整理したものに なります。

(1) 後期高齢者負担率は11.72%に。

(2) 賦課限度額は66万円といたしております。

(3) 保険給付費につきましては、一人当たりの保険給付費の伸び率について、令和2年度の被保険者一人当たりの医療費を令和元年度と同水準とした上で、平成27年度から令和元年度の5年間の実績における対前年度比の平均1.0184に以下の①から③の影響を加味して、保険給付費を見込んでおります。

①は、診療報酬改定の影響を見込んでおまして、令和4年度対前年度比をマイナス1.25%、令和5年度対前年度比を0.12%としております。

②は、団塊の世代の保険加入による影響額について見込んでおまして、後期高齢者全体の医療費に比べ、新規加入の被保険者の医療費は低いことから影響額を算出しております。

③は、一定所得以上の窓口負担割合の見直しに伴う影響額を見込んでおまして、2割負担導入に伴う保険給付費の影響額を算出しております。

17ページを御覧ください。

被保険者数の推計につきましては、平成30年4月から令和3年11月までの実績数値を元に①から⑤の内容で推計した結果、表にございますように、被保険者数を令和4年度26万6,094人、令和5年度27万4,699人と推計いたしております。

18ページをお開きください。

先ほど説明いたしました、保険給付費の見込みの具体的な算出方法を記載してございます。

また、19ページには矢印2で診療報酬改定の影響について、矢印3で団塊の世代の保険加入による影響額について、矢印4で一定以上所得者の窓口負担割合の見直しに伴う影響額について、それぞれ算出方法と影響額等を記載しております。

また、20ページから23ページに各費用の算出につきまして、さらに

24ページから32ページにかけて、賦課総額の費用の額と収入の額を取りまとめたものを掲載いたしております。

以上で、令和4・5年度における保険料率算定についての説明を終わります。

引き続き、「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」につきまして、条例改正の内容を御説明いたします。

今回の条例改正は、冒頭、提案理由のところで申し上げましたように、保険料率の改定及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正等に伴うものでございます。

それでは、具体的な内容につきまして、議案説明資料の13ページ、条例の改正点の概要により説明いたします。

まず、(1) 保険料率改定につきましては、4年度及び5年度の保険料率として所得割率を10.88%、均等割額を5万6,900円とすることといたしまして、条例第9条及び第10条を改めるものでございます。

次に、(2) 賦課限度額の引上げにつきましては、現行の64万円から66万円になることから、条例第11条を改めるものでございます。

改正後の条例施行日は、令和4年4月1日からといたしております。

なお、議案書の26ページの附則第2項に記載がございますように、経過措置といたしまして、改正後の条例の規定は、令和4年度以降の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料につきましては、なお従前の例によることとしております。

以上で、説明を終わります。

御審議賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

[田崎寛二事務局長 着席]

○議長(川越 桂路君) これより質疑に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

なお、申し合わせにより、討論の回数は一議題につき1回限り、討論の時間は一人10分以内となっておりますので、念のため申し上げます。

3番 豊留榮子議員。

〔豊留榮子議員 起立〕

○3番（豊留 榮子君） 議案第3号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定」について、反対の立場から討論いたします。

このように国の方針で2年ごとに保険料率を改定するという事で、今回も令和4年度から実施されることとなります。

団塊世代と言われる、1947年から1949年に生まれた人たちが、2022年から25年には全国で600万人を超える人たちが後期高齢者になると言われています。

このように様々な苦難を乗り越えて来られた高齢者だからこそ、老後はゆっくりと安心できる暮らしがしたいと思っていることと思います。

これまで、社会に貢献されて来られた方々に、なぜもっと優しい政策が考えられないのか、頼りにしている年金は年々減らされ、厳しい生活を強いられています。

このように国や県の負担金を大幅に増やし、高齢者が安心して病院へ行けるような後期高齢者医療制度にするためにも、広域連合からも引き続き強く国への要望を続けていくべきではないでしょうか。

このように2年ごとに改定されていく、今回の保険料引上げに関する条例の一部を改正するこの条例に反対をして、討論いたします。

〔豊留榮子議員 着席〕

○議長（川越 桂路君） 他に発言がなければ、以上をもって討論を終了いたします。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第3号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について採決いたします。

本件に異論がございますので、この採決は起立により行います。

本件について、原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

「起立多数」であります。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第7 議案第4号「令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

田崎事務局長。

〔田崎寛二事務局長 起立〕

○事務局長（田崎 寛二君） 議案第4号「令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の27ページをお開きください。

予算総額は9,291万5千円で、前年度より259万5千円の増額となっております。

主なものにつきまして、事項別明細書で御説明いたします。

33ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金 第1項 負担金 第1目 事務費負担金は、9,291万2千円で259万5千円の増額となっております。

34ページをお開きください。

次に、歳出でございます。

1款1項1目 議会費は、430万3千円で議員の報酬や費用弁償の他、定例会、臨時会等の議会運営にかかる経費を計上しております。

2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費は、8,710万9千円で、正副連合長の報酬の他、幹事会、運営委員会、各種会合等の旅費及び職員の赴任旅費、事務室の借上料、派遣職員の人件費負担金などを計上しております。

前年度と比較いたしまして、273万7千円の増額となっておりますが、その主な要因は、派遣職員の人件費負担金の前年度実績に伴う増によるものであります。

36ページをお開きください。

3項1目 監査委員費は、議員選出監査委員の交代により、7万5千円の減額となっております。

37ページ以降の給与費明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔田崎寛二事務局長 着席〕

○議長（川越 桂路君） これより順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

議案第4号「令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第8 議案第5号「令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

田崎事務局長。

〔田崎寛二事務局長 起立〕

○事務局長（田崎 寛二君） 議案第5号「令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の39ページをお開きください。

第1条にごございますように、予算の総額は歳入歳出それぞれ2,861億

9,804万8千円で、前年度より29億1,462万円の増額となっております。

次に、第3条に歳出予算の各項の経費を流用することが出来る場合について、追加しております。

主なものにつきまして、事項別明細書により御説明いたします。

45ページをお開きください。

1款 市町村支出金 1項1目 事務費負担金は、816万9千円増の5億5,137万6千円を計上しております。

2目 保険料等負担金は15億2,930万3千円増の246億4,969万5千円を計上しております。

3目 療養給付費負担金は、7,036万5千円増の227億4,049万7千円を計上しております。

2款 国庫支出金 1項1目 療養給付費負担金は、2億1,109万5千円増の682億2,149万3千円を計上しております。

2目 高額医療費負担金は、レセプト1件当たり80万円を超える医療費にかかる国の負担金でございますが、7,941万6千円増の15億4,122万円を計上しております。

2項1目 調整交付金は、1億55万4千円減の277億2,580万5千円を計上しております。

2目 後期高齢者医療制度事業費補助金は、長寿健診や口腔健診事業等にかかる補助金で、697万2千円増の1億4,403万4千円を計上しております。

3款 県支出金 1項1目 療養給付費負担金は、7,036万5千円増の227億4,049万7千円を計上しております。

46ページをお開きください。

2目 高額医療費負担金は、2款 国庫支出金 1項2目 高額医療費負担金と同額の15億4,122万円を計上しております。

2項1目 財政安定化基金交付金は、5億5千万円減の7億円を計上しております。

4款 支払基金交付金 1項1目 後期高齢者交付金は、5億2,271

万5千円減の1,108億9,144万5千円を計上しております。

これは、国保・健保等現役世代が加入する各医療保険者からの支援金でございます。

5款1項1目 特別高額医療費共同事業交付金は、国保中央会が全国レベルで財政調整を行った上で交付する交付金でございますが、9,157万7千円増の1億8,315万1千円を計上いたしております。

7款 繰入金 1項1目 運営安定化基金繰入金は、5億9,189万1千円増の18億4,189万1千円を計上いたしております。

47ページを御覧ください。

8款 諸収入 3項1目 第三者納付金は、交通事故等にかかる医療費についての加害者からの損害賠償金でございますが、前年度と同額の2億8,424万3千円を計上いたしております。

9款1項1目 繰越金は、令和3年度決算見込みに伴う剰余金の金額を受け入れるもので、13億4,963万7千円増の24億3,878万2千円を計上いたしております。

次に、歳出でございます。

48ページをお開きください。

1款 総務費 1項1目 一般管理費は、3,937万6千円増の4億6,022万4千円を計上いたしております。

主なものは、業務課派遣職員の人件費等負担金、療養費等通知や周知広報にかかる費用に加え、窓口2割負担開始に対応するための費用などがございます。

49ページを御覧ください。

2項1目 レセプト点検事業費は、1,003万4千円増の1億4,742万4千円を計上いたしております。

主なものは、令和4年度から柔道整復療養費及びあんま・はりきゅう療養費点検に取り組むための委託料などがございます。

2目 訪問指導事業費は、重複・頻回受診者訪問指導等に係る市町村への委託料などで、478万4千円減の798万9千円を計上いたしております。

50ページをお開きください。

4目 医療費通知事業費は、税の申告等に係る医療費控除の活用の利便性を図るため、1月末に前年12月から当該年度10月診療分までの分を通知するように変更いたしまして、結果として通知回数が減になることにより1,075万円減の3,941万2千円を計上いたしております。

5目 第三者行為求償事業費は、交通事故などの第三者行為に関する求償事務にかかる委託料で、前年度と同額の1,429万円を計上しております。

51ページを御覧ください。

2款 保険給付費 1項1目 療養給付費は、8億2,031万6千円増の2,651億4,137万円を計上いたしております。

2目 療養費は、749万円増の21億7,904万7千円を計上いたしております。

3目 審査支払手数料は、レセプトの審査支払いにかかる手数料でございますが、937万8千円増の5億7,875万9千円を計上いたしております。

2項1目 高額療養費は、3,800万円増の125億2,859万8千円を計上しております。

2目 高額介護合算療養費は、111万2千円増の3億2,139万2千円を計上いたしております。

3項1目 葬祭費は、1,030万円増の3億3,026万円を計上しております。

2目 傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金として、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

3款1項1目 特別高額医療費共同事業拠出金は、9,157万7千円増の1億8,315万1千円を計上いたしております。

52ページをお開きください。

4款1項1目 健康診査費は、長寿健診にかかる補助金や口腔健診事業にかかる委託料で、1,111万7千円増の3億8,475万2千円を計上いたしております。

2目 一体的実施推進事業費は、取り組み市町村の増加などにより、1億6,484万9千円増の6億1,264万4千円を計上しております。

53ページを御覧ください。

3目 その他健康保持増進事業費は、202万6千円増の9,201万5千円を計上いたしております。

54ページをお開きください。

5款 基金積立金 1項1目 運営安定化基金積立金は、24億3,384万円を計上いたしております。

8款1項1目 予備費は、7億864万9千円減の7億1,076万4千円を計上いたしております。

以上で、説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔田崎寛二事務局長 着席〕

○議長（川越 桂路君） これより、質疑に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

3番 豊留榮子議員。

〔豊留榮子議員 起立〕

○3番（豊留 榮子君） 議案第5号「令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」に対して、反対の立場から討論いたします。

昨年度からスタートしました保健事業費の「一体的実施推進事業」は、介護保険事業と一体になり高齢の方々の健康状態を把握し、高齢者の方が健康を維持できるような取組が今進められているところです。

4年度の予算が6億1,264万4千円で、3年度より1億6,484万9千円と予算が上乗せをされています。

高齢者の健康を守ることは本当に大事なことです。

さらに、県内の自治体に広げていくためにも国庫補助金を増やすよう要

望し、自治体の負担を軽減すべきではないでしょうか。

そして、終息の見えないコロナ禍のなかで、多くの方が生きづらさを感じている今、75歳以上の高齢者は病院の窓口での医療費負担が1割から2割に値上げされました。

それだけではありません、介護保険料も値上げされました。

年金だけでは暮らしていけないと言われる高齢者が、今増えてきています。

こうした現状からも、高すぎる保険料の引下げや、高齢者の健康推進事業をさらに充実させるためにも、国や県に対して財政負担を求め、高齢者が安心して医療にかかれる制度にすべきではないでしょうか。

以上のことから、議案第5号 後期高齢者医療特別会計予算に反対をして、討論を終わります。

〔豊留榮子議員 着席〕

○議長（川越 桂路君） 他に発言がなければ、以上をもって討論を終了いたします。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第5号「令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について採決いたします。

本件に異論がございますので、この採決は起立により行います。

本件について、原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

「起立多数」であります。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（川越 桂路君） 次に、日程第9 議案第6号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

田崎事務局長。

〔田崎寛二事務局長 起立〕

○事務局長（田崎 寛二君） 議案第6号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の59ページをお開きください。

本条例は、特定の目的のために期間を限定して職員を採用しようとするもので、今後専門的な知識経験を備えた人材確保の必要性が生じることを想定し、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、今回制定するものでございます。

内容といたしましては、任期付職員として一定の期間必要な業務に従事させる場合、任期を定めて採用し、5年を超えない範囲で更新することができることを定めるほか、同職員に関する給与及び休暇等の勤務条件につきましては、鹿児島県の任期付職員の例によることを定めるものであります。

施行日は、令和4年4月1日といたしております。

以上で、説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔田崎寛二事務局長 着席〕

○議長（川越 桂路君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第6号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（川越 桂路君） 次に、日程第10 議案第7号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画策定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

田崎事務局長。

〔田崎寛二事務局長 起立〕

○事務局長（田崎 寛二君） 議案第7号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画策定の件」について、御説明申し上げます。

議案書の63ページをお開きください。

現行の第3次広域計画が本年度末をもって計画期間が満了することに伴い、令和4年度から5年間を計画期間とする第4次計画を新たに策定するものでございます。

策定にあたりましては、昨年9月に計画素案に対する意見聴取を県内全市町村に行い、以降、医療懇話会で御意見を伺った上でパブリックコメントを実施し、取りまとめたものでございます。

以上で、説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔田崎寛二事務局長 着席〕

○議長（川越 桂路君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第7号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画策定の件」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（川越 桂路君） 以上で、今議会に付議された案件はすべて議了いたしました。

ここで、川添広域連合長職務代理者から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

川添広域連合長職務代理者。

〔川添健広域連合長職務代理者 起立〕

○**広域連合長職務代理者（川添 健君）** 定例会の閉会に際し、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆様方には慎重な御審議を賜り、また、提案をいたしました議案について、いずれも原案どおり可決を賜りましたことに、心からお礼を申し上げます。

当広域連合といたしましては、今後とも各関係機関、団体とも連携を図り、本制度の円滑な運営を進めて参りたいと考えております。

議員の皆様方をはじめ、関係各位におかれましては、今後とも制度の運営について、御理解、御協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

〔川添健広域連合長職務代理者 着席〕

○**議長（川越 桂路君）** 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和4年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。

＝閉会：午前11時00分＝

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 川 越 桂 路

署名議員 川 越 信 男

署名議員 鎌 田 愛 人